

① 商標権の取消審判

商標制度は、商標を使用する者の**業務上の信用**を維持することと、**需要者(消費者)の利益**を保護するために、独占権を与えていますが、そうでないものは登録を取り消す制度も存在します。

(1) 不使用取消審判

登録商標が継続して**3年以上**使用されていない場合、特許庁に商標登録を取り消すよう審判を請求することができます。使用されていない商標は、信用が蓄積されることもないので、そういうものに独占権があると一般の利益を害しますし、他に商標を使用したい者がいれば、そちらに登録させたほうが良い訳です。

なお、指定商品・役務の全部だけでなく一部に対して請求することもできます。誰でも請求可能で、誰かにやってもらうこともできます。商標権者が使用証拠を提出する必要があり、使用していても適切な証拠を提出できなければ、商標登録が取り消されることとなります。**類似の商標の使用では駄目**で、社会通念上、同一と言える範囲で使用していないといけません。

(2) 商標権者の不正使用取消審判

商標は、商品の提供者が誰かを識別する標識ですので、需要者が勘違いするようなものでは困ります。商標権者が登録商標とは異なる類似の商標を使用している場合もありますが、それによって需要者が他人の商品と勘違いしたり、品質を勘違いしたりすることも有り得ます。敢えてそれを狙ったりすると、商標登録を取り消すよう審判を請求される可能性があります。



(3) 使用権者の不正使用取消審判

登録商標について他人に**使用許諾(ライセンス契約)**する場合があります。需要者は、商標権者が提供する商品の品質を期待する訳ですから、使用権者が粗悪品に登録商標を付して販売すると、需要者に不利益をもたらすばかりか商標権者の信用も失墜させます。商標権者は、品質を維持すべく使用権者を監督する義務があり、たとえ使用権者の不正使用であっても商標登録が取り消されることになり、商標権者がペナルティを受けてしまいます。

(4) 分割移転後の不正使用取消審判

商標権は、指定商品が複数ある場合、分割して移転することができます。そうすると、類似の指定商品についての商標権が異なる商標権者に属する場合も有り得ます。相手方の信用にただ乗りしたりすると需要者も勘違いするので、取消しの対象になります。なお、予め相手方に出所の混同を防止するための表示を付けるように要求しておくことで回避できます。



(5) 代理人の不正登録取消審判

外国で商標権を有する者が日本に代理店を出していた場合などに、代理店が勝手に日本で商標登録してしまったりすると、取消しの対象になります。

外国に輸出する際は、その国で商標権を取得しておく必要があるということです。

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp